

**【令和4年度】**  
**東美濃周遊旅行商品助成事業 募集案内**

東美濃歴史街道協議会では、東美濃周遊旅行商品助成事業 実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、下記のとおり旅行商品の企画を募集します。

(1) 対象となる旅行商品及び助成額

ア 要綱第3条及び第4条をご覧ください。

イ 1 旅行業者3商品まで応募が可能です。

※国・県等の各種助成金との併用は不可となりますが、G o T o トラベル事業との併用は可とします。

※修学旅行や研修旅行等の教育旅行は対象外となります。

(2) 観光施設等

要綱内の「観光施設等」とは、下記のとおりです。

ア 入場又は乗車（乗船）等をして、観覧、体験、サービスの受給等ができる有料施設

イ 食事または買い物ができる施設

ウ ガイドツアーや体験ツアー等の利用

※単なるトイレ休憩等（概ね15分未満）を目的とした立寄り施設は施設数として数えることはできません。

※原則、乗客全員が施設を利用する場合を対象とし、希望者のみが施設（体験・食事等）を利用するものは含まないものとします。

※複数の施設を利用し、施設ごとに利用人数が異なる場合は、最も少ない人数を送客人員として扱います。

(3) 応募方法

ア 受付期間：令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木) 17時まで（必着）

※助成金交付申請書到着後、受領通知を発行します。必ず確認してください。

※令和4年6月30日(木) 17時まで（必着）で受付を終了します。

イ 提出書類：要綱第5条に記載の申請書及び添付書類

ウ 提出部数：1部

エ 提出方法：郵送、持参、FAX、メール等により提出してください。

※郵送の場合は受付期間内に必着としてください。

※締め切り間近での提出については、事前にご連絡ください。

オ 提出場所：下記、(7) 問い合わせ先のとおり

#### (4) 事業の選定基準

以下の事項への配慮や催行の可能性等を総合的に判断し選定します。

- ア 広域周遊性（東美濃地域内における広域的な周遊性及び滞在する時間的広域性）
- イ 新規性（新規の観光資源を取り込む行程案）
- ウ 経済波及効果（東美濃地域内における旅行消費等）
- エ 商品の魅力（消費者への訴求力、東美濃の魅力発信への貢献度等）

#### (5) 審査日及び審査結果

- ア 審査日：令和4年7月4日

※助成金交付申請書到着後、受領通知を発行します。必ず確認してください。

- イ 令和4年7月4日以降に助成金交付の可否を通知します。

令和4年7月19日を超えて回答がない場合には、恐れ入りますが下記（7）の問い合わせ先までご連絡ください。

※交付上限額を通知します。実際の助成額は、事業実施実績によります。

#### (6) 留意事項

- ア 応募にあたっては、要綱をご一読ください。

- イ 要綱第12条で、募集パンフレットなどプロモーション媒体に「協力：東美濃歴史街道協議会」と表示するよう規定していますが、既にパンフレットなどを作成している場合は、規定は適用しません。ただし、内定後に作成する広告媒体やWeb上には、内定後表示してください。

#### (7) 問い合わせ先

令和4年度東美濃歴史街道協議会事務局 多治見市産業観光課（担当：花井・菊池）

〒507-8703 多治見市日ノ出町二丁目15番地

TEL:0572-22-1250(直通) FAX:0572-25-3400

E-mail: sangyokanko @city.tajimi.lg.jp